

# BTMU Global Business Insight

## EMEA & Americas

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

October 7, 2016

<b>I. 中東におけるリスク管理（2）身に付けたいリスク回避・低減行動</b>	<b>... 2</b>
株式会社インスペックス 特別顧問 畑中 美樹	
<b>II. 米国における残業手当に関する法改正への対応</b>	<b>... 5</b>
北川&イペート法律事務所	
<b>III. ロシアにおける BEPS 行動計画への対応状況</b>	<b>... 8</b>
株式会社ミナト国際コンサルティング 代表取締役 ミナト国際会計事務所 所長 公認会計士・税理士 上村 雅幸	

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

## I. 中東におけるリスク管理（2）身に付けたいリスク回避・低減行動

（前回のレポートは、以下の URL をクリックして本文をご参照ください。）

<http://www.bk.mufig.jp/report/insemeaa/BW20160829.pdf>

### 概要

リスク管理に関して情報を十分に収集し周知も徹底していたとしても、テロなどの事件に遭遇する可能性は考えられる。その場合にも、起きたリスクをその時点から回避・低減する行動が肝要になる。中東における企業・機関のリスク管理の在り方として望まれるのは、情報の収集・周知徹底に努めつつ、個人が常にリスク意識を持って行動するよう平素から啓発する姿勢であろう。

前回のレポートでは、リスク管理において重要な情報の収集と活用について解説し、幾つかの情報事例を紹介した。次に紹介したいのは、米中央情報局（CIA）長官の米議会証言である。

ジョン・ブレナン CIA 長官は 2016 年 6 月 16 日、米上院情報特別委員会で証言し、以下のように述べ、ISIL（いわゆるイスラム国）の影響力は衰退していないとの見方を披歴した（太字は筆者が付した）。

1. ISIL は西側諸国での潜在的な攻撃要員となる大規模な西側諸国出身の戦闘員を抱えている。
2. ISIL は恐らく潜在的な攻撃要員を難民に紛れ込ませたり、あるいは合法的な移動により彼らを西側諸国に送り込んだりしている。
3. **ISIL は同調者たちに自国で一匹狼型の攻撃を行うよう呼び掛けている。**
4. **ISIL は彼らに対する圧力が高まるにつれ、世界レベルでのテロ攻撃を増やしてくるだろう。**

要は ISIL がシリア、イラクでの戦闘で敗退を重ねれば、逆に世界各地でテロが増えると予測している。さらに筆者は ISIL が首都とするシリアのラッカやイラク北部のモスルで敗退すれば、はせ参じていた中東からの戦闘員が自国に戻るため、中東各国でのテロはかなり増えると考えている。このあたりの動きについては、やはり現地紙や現地のうわさ、現地の米欧系企業とのやりとりなどを通じて情報把握に努めておくべきであろう。

最後に紹介するのは、2016 年 7 月 21 日に米国務省が出したサウジアラビアに関する警告である。米国務省は同日、サウジアラビアのジッダで米国民に対するテロが起きる可能性があるとの緊急警告を発出した。米国務省は警告の中で「在サウジアラビア・米国大使館がジッダの米国人を標的とするテロが差し迫っているとの報告を受けた。特に欧米人が頻繁に訪れるマーケット（市場）やレストラン、ショッピングモールには注意を促したい」（AFP 通信、2016 年 7 月 22 日）と米国民に注意喚起した。

この警告メッセージについてジョン・カービー米国務省報道官は「これはジッダ総領事館が出した治安メッセージであり、渡航警告ではない。ジッダ総領事館は明らかに、彼らが得た情報が今回の警告メッセージを直ちに送るに値するほど信頼でき重大であると受け止めた」（ロイター、2016 年 7 月 21 日）

と補足説明している。

治安警告メッセージはオンライン上に掲載された他、米 국무省に登録済みの米国人旅行者に送付された。ただし、具体的にどのような脅威が迫っているのかについては説明しておらず、サウジアラビア訪問に際する以下のような既存のガイダンスをあらためて参照するよう求めている。

- ・ サウジアラビア国内を移動する際には、常に道順と時間帯を変えることを忘れてはならない。
- ・ 全ての米国民は自分の周囲に気を配り、サウジアラビア国内を移動する際には特に注意を払うことを推奨（しょうよう）する。

この警告であらためて感心するのは「国内を移動する際には、常に道順と時間帯を変えることを忘れてはならない」としている点である。平素から自分の行動が何者かに監視されているとの前提で行動すべきとの警告だが、米国は自国民がそこまで狙われているとの意識を持っていることが読み取れる興味深いメッセージである。日本企業も実際に目を付けられているか否かは別として、リスク管理の在り方としてはそこまでの注意が肝要であることを示唆しているといえよう。

### 身に付けたいリスク回避・低減行動

情報を十分に収集し周知徹底していたとしても、テロなどの事件に遭遇する可能性は考えられる。その場合にも、起きたリスクをその時点から回避したり、できる限り小さくしたりする行動が肝要になる。

筆者も国内外でホテルに宿泊したりホテル内外のレストランやカフェを利用したりする際には、まず入り口付近や通りに面している場所には席を取らないよう心掛け、可能ならば柱などが遮蔽効果を生みやすい場所を選ぶようにしている。前者は最初に狙われる可能性があるからであり、後者は銃撃や爆風などから身を守る確率が高まるからだ。

また、万一の場合の避難路や身を隠す場所の有無などもそれとなく確認している。さらに、食事などの相手にできる限り気が付かれないように配慮しながらではあるものの、それとなく周囲に気を配るようにしている。こうしたそれとない警戒は、例えば移動中の地下鉄や列車の中などでも同じように必要であろう。

その他、いざという際の行動については、外務省海外安全ホームページに掲載されているので参考になろう。こうした点については、

「テロに遭ったら最低限こうしなさい——外務省に聞く」（嘉島唯 BuzzFeed Staff, Japan, [http://www.buzzfeed.com/yuikashima/terror-attack?utm\\_term=.rc0G21QYn](http://www.buzzfeed.com/yuikashima/terror-attack?utm_term=.rc0G21QYn)) にまとめられているので一読をお薦めする。なお、要点を抜粋すると、以下の通りである。

- ・ 爆発などの衝撃を避けるため、1) その場に伏せるなど直ちに低い姿勢を取る、2) 頑丈な物の陰に隠れる、3) 周囲を確認の上、可能ならば速やかに低い姿勢で安全な場所に退避する。
- ・ 首から上のけがを避けるため、1) 爆発のあった方向とは反対側に頭を向ける（爆風による破片を

可能な限り避けるため)、2) 耳をふさぎ、口を半開きにする(鼓膜の破裂を防ぎ音による衝撃を避ける)。

- ・ 通知音が致命的となる可能性があるので、取り急ぎ携帯電話の電源を切る。

上記の他、同記事でも紹介されているが緊急情報の受信や安否確認のために海外赴任者や海外長期・短期出張者は、それぞれ「渡航登録サービス」への登録(「在留届」の提出、「たびレジ」への登録)が必要である。「渡航登録サービス」に登録しておけば現地大使館から周辺情報のメールサービスが受けられ、「在留届」を提出すれば緊急連絡・救援活動が期待でき、「たびレジ」に登録すれば緊急事態発生時の連絡メールの受信が可能となるからだ。

なお、私事だが緊急時の対応策の一つとして、筆者は欧州のある石油企業の友人に教えられ、海外滞在中の就寝時にはとっさの時に必要となるパスポートや多少の現金、その他貴重品をスーパーなどでもらうビニール袋に入れて枕元に置いている。また宿泊に際しては、地下駐車場で自動車爆弾テロなどがあっても安全と思われる3階より上で、消防車のはしごがぎりぎり届く7階より下の階を選んでいる。さらにホテルの室内にいる時には、分厚い方のカーテンも閉め爆風が入りにくいようにしている。

リスクについて、いかに企業や機関が管理しても最後に重要となるのは個々人の認識であり行動である。中東における企業・機関のリスク管理の在り方として望まれるのは、情報の収集・周知徹底に努めつつ、個々人が常にリスク意識を持って行動するよう平素から啓発する姿勢であろう。

記事提供：株式会社インスペックス 特別顧問 畑中 美樹

中東や北アフリカ諸国の王族、政治家、政府関係者、ビジネスマンに知己が多く、中東全体に豊富な人的ネットワークを有する。専門は中東経済論。

(2016年7月26日作成)

## II. 米国における残業手当に関する法改正への対応

米国労働省は 2016 年 5 月 18 日、2004 年以降では初めて残業手当に関する法改正について発表しました。ホワイトカラーエグゼンプションの対象となる Exempt 従業員向けの残業手当に関する新しい法律（以下、新残業法）は、同年 12 月 1 日から施行されます。企業は全ての Exempt 従業員の分類区分、給与について見直し、新残業法の基準を満たすよう調整する必要があります。

### 新 Exempt 従業員給与の閾値

2016 年 12 月 1 日より、全ての Exempt 従業員に対し、最低でも年間 4 万 7,476 ドルの給与、週 913 ドルの給与を支払う必要があります（現在の年間 2 万 3,660 ドルのおよそ 2 倍となります）。また、3 年ごとに給与額の自動更新が行われ、新しい給与額が有効となる 150 日前に通知されます。もし Exempt 従業員に対し新しい最低給与額である年間 4 万 7,476 ドルを支払っていない場合は、Exempt 従業員として見なされず、残業手当の支給対象となります。

Exempt 従業員の最低給与水準を年間 4 万 7,476 ドルへ引き上げることは、非常に多くの従業員に影響を与えます。年間 4 万 7,476 ドルという給与額は、現在のカリフォルニアの閾値である年間 4 万 1,600 ドル、ニューヨークの閾値である年間 3 万 5,100 ドルよりも高いものとなります。

### 任務テストに関しては変更なし

任務テストに関しては、新残業法において変更点はありません。

### Exempt か？ Non Exempt か？

“Exempt”は従業員が残業手当の支給対象から Exempt（除かれる）という意味で、残業手当なしの給与が支払われます。“Non Exempt”は残業手当から Non Exempt（除かれない）という意味で、残業手当が支払われます。

“Exempt”として見なされるためには、以下の二つのテストをクリアする必要があります。

- 1) 給与テスト
- 2) 任務テスト

新残業法により、給与テストは最低年間 4 万 7,476 ドル、週 913 ドルとなります。任務テストについては、新残業法による変更点はありません。給与の閾値は 2015 年の国勢調査に基づき決定されたもので、最も給与水準の低い国勢調査対象地域（現在は南部の州）におけるフルタイム従業員の週給の 40 パーセントの値と同額となります。これは、現在の給与額に基づいて計算した場合、新しい最低給与額である年間 4 万 7,476 ドルの給与が支払われなければ、フルタイム従業員の約 35%が自動的に残業手当の支給対象となることを意味します。

### Highly Compensated Employees (HCE) : 高額報酬の Exempt 従業員の給与額

新残業法により、Highly Compensated Employees (HCE) : 高額報酬の Exempt 従業員の給与額が年

間 10 万ドルから年間 13 万 4,004 ドルへ変更されます。

### Exempt 従業員のカテゴリー

Exempt 従業員には幾つかの基本的なカテゴリーがあります (EAPOH)。

- 1) EXECUTIVE (マネジメント：最低 2 人の従業員を管理すること、雇用・解雇の権限があること)
- 2) ADMINISTRATIVE (オフィスワーク、裁量権・独立した決定権があること、マネジメントと一般業務オペレーションに直接関連があること)
- 3) PROFESSIONAL (免許を持つ医師、弁護士、エンジニア、会計士、建築家、教師)
- 4) OUTSIDE SALES (労働時間の 50% をオフィスの外で過ごさなければならない)
- 5) HIGHLY COMPENSATED (最低一つの Exempt 任務を行い、高額給与が支払われる)

### 職務

企業は Job Description (職務記述書) と Exempt 従業員の実際の職務内容を確認し、従業員が Exempt 対象の職務内容に従事していることを確認する必要があります。カリフォルニアでは、労働時間の 50% 以上の時間が Exempt 対象の職務内容に費やされている必要があります。

### 残業手当

Non Exempt 従業員は残業手当の支給対象となります。残業手当の比率は州によって異なります。多くの州は連邦法に従っており、週ベースでの残業手当となります。連邦法は週 40 時間以上の労働に対し、通常給与の 1.5 倍の手当の支給について定めています。カリフォルニアは 8 時間以上の労働に対し日ベースでの残業手当となり、五つの異なる残業手当のカテゴリーがあります。

### 任意でないボーナス、インセンティブ、コミッションの 10% を給与に含めることを許可

新残業法は、以下を給与に含めることを許可し、支払いのタイミングなどについて定めています。

- 1) 最低給与基準の 10% は、任意でないボーナス、インセンティブ、コミッションを通して支払い可能である。
- 2) 四半期ごとに支払われる。
- 3) 四半期後、1 給与期間中に不足分が支払われる。

### 給与に含まれないもの

- 1) 任意のボーナス
- 2) 宿泊費用
- 3) 医療・障がい・生命保険
- 4) 退職年金プランへの積み立て

### 3 年ごとの給与の自動更新

今回の給与額の引き上げは 2020 年 1 月 1 日です。概算によると、最低給与額の閾値は週 984 ドル (年間 5 万 1,168 ドル) となると予測されています。また、高額報酬の Exempt 従業員の給与は年間 14 万 7,524 ドルとなると予測されています。なお、米国労働省は給与の引き上げについて 150 日前に事前通知を行

います。

### 企業・個人の適用範囲テスト

新残業法においては、非常に幅広い適用範囲テストがあり、企業適用範囲テスト、個人適用範囲テストの下、ほぼ全ての事業に適用されます。

企業適用範囲テストは、50 万ドル以上の年間売り上げがあり、商業に従事している企業であること（インターネット、電話、郵便サービスを使用すること）が条件とされています。

個人適用範囲テストは、商業に従事していること（インターネット、電話、郵便サービスを使用していること）、商業向け製品の製造に携わっていることが条件とされています。

### 対策

企業はタイムシート、タイムレコードなどを使用し、従業員が残業をしているかどうか、従業員の実際の労働時間を慎重に調査すべきです。企業は 1)Exempt 従業員のままとし、Exempt 給与閾値を満たすよう給与を引き上げる、2)Non Exempt 従業員に分類し直し、残業手当を支払う、のいずれかを選択することができます。

Non Exempt 従業員として分類し直す場合、企業は従業員に変更した旨を伝え、業務時間を必ず記録するようにすべきです。従業員の中には、これを降格と見なす人もいるかもしれません。Exempt 従業員のままとするのであれば、企業は最低週 913 ドル、年間 4 万 7,476 ドルへと給与を引き上げる必要があります。

週、年間の給与を引き上げた場合にも、企業は職務内容を注意深くレビューし、Exempt 従業員としての職務をメインに行っていることを確認する必要があります。企業はきちんと対策・計画することによって、新残業法の基準を満たすことができます。

記事提供：北川&イバート法律事務所

北川&イバート法律事務所は全米に亘る日系企業専門の米国ビジネス法律事務所。

(2016 年 8 月 25 日作成)

### Ⅲ. ロシアにおける BEPS 行動計画への対応状況

#### 概要

現在、世界各国の政府は税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画としてまとめられた提言を基に、自国の税制や租税条約の改正作業を進めている。本稿ではロシアにおいて現在、BEPS 行動計画がどのように受け止められ、国内税制へ反映されようとしているかにつき報告を行うことにしたい。

#### 1. はじめに

2016年、国際税務の業界では、ある標語が毎日呪文のように唱えられている。それは紛れもない、税源浸食と利益移転（BEPS）である。正確には Base Erosion and Profit Shifting で、頭文字を取って BEPS と呼ばれている。BEPS については日本でも頻繁に取り上げられている事項でもあり、詳細な説明は割愛するが国税庁のホームページでは BEPS プロジェクトの概要について以下のように述べられている。

「OECD では、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処するため、平成 24 年より BEPS プロジェクトを立ち上げました。この BEPS プロジェクトでは、G20（財務大臣・中央銀行総裁会議）の要請により策定された 15 項目の「BEPS 行動計画」に沿って、国際的に協調して BEPS に有効に対処していくための対応策について議論が行われ、平成 27 年 9 月に「最終報告書」がとりまとめられました。」

世界各国の政府は BEPS 行動計画としてまとめられた提言を基に、今後自国の税制や租税条約の改正作業を進めていくことになるが、本稿ではロシアにおいて現在、BEPS 行動計画がどのように受け止められ、国内税制へ反映されようとしているかにつき報告を行うことにしたい。

#### 2. ロシアにおける BEPS 行動計画に対する基本的なスタンス

まず押さえておく必要があるのは、ロシアは現在 G20（20 カ国・地域）の構成国である一方で、経済協力開発機構（OECD）には加盟していないという点である。今回の BEPS プロジェクトは OECD/G20 の共同プロジェクトとされているが、OECD 加盟国と非加盟国との間では導入に当たっての温度差があるのも現状である。G20 の加盟国である一方で OECD 非加盟国となっているのは、ロシアの他、中国、インド、ブラジルといった国々も同様であり、自国の国益を踏まえ BEPS 行動計画の導入が進められているのが現状ではないかと思われる。ロシアにおいてもここ数年独自に進めてきた「De-offshorisation」と呼ばれる所得の国外移転問題への対策に補足する形で、BEPS 行動計画への対応を検討しているというのが現在のスタンスではないかと思われる。

#### 3. 個別検討

それでは、個別の行動計画に対するロシア政府の対応状況について確認してみたい。15 項目の行動計画に対する個別対応の状況につき、以下の通り一覧にまとめてみた。

行動計画	内容	ロシアにおける対応状況
1	電子経済の課税上の課題への対処	ロシア非居住者がロシア居住者に対して提供した役務に対する付加価値税（VAT）上の取り扱いに関する改正案が現在検討されている。
2	ハイブリッド・ミスマッチ 取り決めの効果の無効化	現時点で明確な対応は見受けられない。
3	外国子会社合算課税の強化	De-offshorisation（反オフショア規制）の一環として、2015年1月より外国子会社合算税制がロシアで導入されている。
4	利子控除制限ルール	ロシアでは既に過少資本税制や移転価格税制を通じ一定の利子控除に関する制限ルールが設定されており、さらなる改正は現時点では予定されていない。
5	有害税制への対抗	ロシアでは自由港制度や新たな投資契約などの優遇税制を導入しており、現時点では明確な対応は見受けられない。
6	租税条約の乱用防止	BEPSの提言する規定とは異なる Beneficial Owner（実質的所有者）というコンセプトに基づき、非居住者に対して租税条約に基づく低減税率の適用可否につき判断を行う規定が導入されている。
7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止	現行の税法上にPEの定義は既に存在しており、現時点では国内法および租税条約におけるPEの定義に関する改正は予定されていない。
8-10	移転価格税制と価値創造の一致	移転価格税制は導入済みとなっており、現在、BEPS行動計画に即した改正案が検討されている。
11	BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	現時点で明確な対応は見受けられない。
12	義務的開示制度	ロシア国外での金融取引に関する義務的開示制度の導入について現在、検討段階にある。
13	多国籍企業の企業情報の文書化	一定規模の多国籍企業に対する国別報告書の提出義務について現在、導入が検討されている。
14	相互協議の効率的実施	現時点で明確な対応は見受けられない。
15	多国籍間協定の策定	現時点で明確な対応は見受けられない。

ロシア政府における BEPS 行動計画への対応は、基本的に国内税制や租税条約の改正という形で行われることになるが、各行動計画に対する国益との関係や政府の思惑などもあり、比較的導入が容易なものから着手を始めているように思われる。

ロシアでは、移転価格税制については 2012 年 1 月から導入されており、導入から 4 年以上経過し運用面においても一定の落ち着きを見せている状況にあるが、BEPS 行動計画で提言のあった移転価格の文書化についても今後、国内法の改正が進められる可能性が高いものと思われる。一方、行動計画 8 に記載のある無形資産に関する移転価格税制の適用に関しては、ロシアをはじめとする新興国は無形資産の支払い側（子会社）に該当することが多く、政策的な観点からも国内法へ導入がなされるかについては疑問である。

#### 4. 実務上の留意点

上記の通り、BEPS への対応としては税制の改正という形で最終的には国内実務へ影響を及ぼすことになるが、一方でロシアでの税務当局の税務執行や税務訴訟における判例を見ると、BEPS 行動計画の先取りと思われる事例や BEPS 行動計画を拡大解釈していると思われる事例が散見されている。昨今のロシア経済の低迷を背景に、国内での課税所得だけでは十分な税収を確保できない中で、ロシア政府としては従来から問題視されていたオフショアへの所得移転問題への対策としてロシア国外に対する課税権強化を図っている。

そのような中で BEPS 行動計画は、欧米諸国とは別の観点から、ロシアが従来から抱えていたオフショア問題への有効な対策として利用したいとの思惑も見取れる。租税条約の乱用防止規定の乱用、という皮肉な結果とならないことを祈るばかりである。

一方で、ロシアで直接的・間接的にビジネスを行う日系企業にとっては、今回の BEPS に限らずクロスボーダー取引や国外取引において、ロシア当局から思わぬ課税認定を受けることのないよう、既存の投資スキームや商流について一度自主点検を行う良い機会かもしれない。

記事提供：株式会社ミナト国際コンサルティング 代表取締役  
ミナト国際会計事務所 所長 公認会計士・税理士 上村 雅幸

「日本企業のためのロシア CIS 地域専門の会計事務所」をコンセプトに活動を行うミナト国際コンサルティングの代表。大手国際会計事務所にて東欧・ロシア CIS 地域に計 5 年間にわたり駐在し、一貫して日系企業の同地への進出支援に従事。その後 2009 年に帰国後、ミナト国際コンサルティンググループを立ち上げ、現在に至る。

(2016 年 8 月 17 日作成)

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部  
(照会先) 高垣 恭 北村 広明  
(e-mail) : [hiroaki\\_2.kitamura@mufg.jp](mailto:hiroaki_2.kitamura@mufg.jp)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

～本レポートに関するアンケートも実施中～  
(回答時間 : 10 秒。回答期限 : 2016 年 10 月 20 日)  
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ia7tWh>